

掛金免除の手続きをお忘れなく

産前産後休業を取得した場合、掛金等は免除になります

産前産後休業をしている者

産前産後休業をしている組合員が、掛金免除を申し出た場合、産前産後休業を開始した月の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月まで掛金等が免除されます。

《申請書類等》

○産前産後休業開始時

※産前休暇取得後直ちに

申出書	添付書類
産前産後休業掛金免除申出書	(あ) 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間を確認できる書類 添付書類 ・ 休暇簿の写し ・ 特別休暇申請書の写し 等 (い) 子の出産予定日及び出産予定人数等の分かる書類 添付書類 ・ 母子手帳の写し ・ 妊娠証明書 等

○出産後（出産日が確定したとき）

※出産後直ちに

申出書	添付書類
産前産後休業掛金免除変更申出書	(あ) 産前産後休業を取得していること及びその期間がわかる書類 添付書類 ・ 休暇簿の写し ・ 特別休暇申請書の写し 等 (い) 子の出産及び出産予人数の分かる書類 添付書類 ・ 母子手帳の写し ・ 妊娠証明書 等



※産前産後休暇とは、出産以前42週から、出産日後56日までの期間において、妊娠・出産に関する事由を理由として勤務に服さないこと

育児休業を取得した場合、掛金等は免除になります

育児休業取得者

育児休業をしている組合員が、掛金免除を申し出た場合、育児休業を開始した月の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月まで掛金等が免除されます。

《申請書類等》

○育児休業を取得した場合

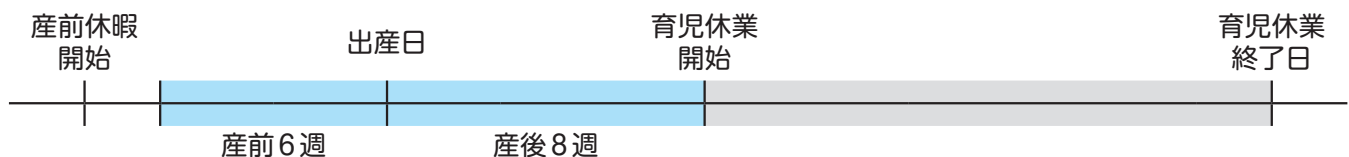
※出産後直ちに

申出書	添付書類
育児休業掛金免除申出書 兼育児休業手当金請求書	育児休業の事実を証明する書類 添付書類 ・ 辞令の写し 等



注意…当初取得した育児休業等の期間に変更が生じた場合、掛金免除期間も変更になるため別途申出書の提出が必要です。

掛金免除のイメージ



産前産後掛金免除

育児休業掛金免除

※ 実際に掛金免除となる具体的な期間は、それぞれの日にちによって変わりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。

